

令和2年4月30日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都議会自由民主党
幹事長 鈴木 章浩

緊急事態措置期間の自主休業給付金についての申入れ

東京都は、国の緊急事態宣言を受け、4月15日に東京都緊急対策（第4弾）のなかで、感染拡大防止協力金の支給について発表しました。

協力金については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、4月16日から5月6日までの間、営業休止や営業時間短縮などを行った施設を運営する中小企業、個人事業者が支給対象となっています。

しかし、4月28日に急遽発表された理容・美容業界に対する給付金については、施設自体が都の営業停止要請の対象外であり、これまで都民が生活する上で必要とされていた施設が自主休業を行うことを理由に、突如として支給の対象とするものであり、事前に都議会に説明もなく、明確な根拠もありません。

今回の給付金を受ける施設にとっては、急場しのぎになるものの、本来は緊急事態措置が延長された場合の営業維持の支援を検討していかなければならない時期であると考えます。

今回の給付金支給については、理容・美容と同様に感染拡大を防止のため自主休業する営業停止対象外である施設から支援要請があると考えられます。

休業停止対象外の下記施設であっても自主的に休業した場合は、例外なく給付金対象とするよう申し入れます。

記

- 1 歯科や柔道整復師会などの医療関係施設
- 2 衣料品店や雑貨屋などの生活必需物資販売施設
- 3 飲食店、喫茶店や和菓子・洋菓子店などの食事提供施設
- 4 旅館、ホテルなどの宿泊施設